

伊勢市役所本庁舎広告付案内板等設置事業者募集要領

市では、来庁者の利便性向上と財源確保を目的として、伊勢市役所本庁舎に広告付案内板及び広告スペースに広告を設置する事業者を募集します。

1 事業名 伊勢市役所本庁舎広告付案内板等設置事業

2 設置場所

所在地 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所本庁舎1階正面玄関ホール及び庁舎内広告スペース
開庁時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
※月曜日のみ午後7時まで開庁
閉庁日 土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

3 事業概要

伊勢市役所本庁舎内に事業者の企画提案に基づき、広告付案内板を設置し、市内地図、庁舎案内、行政情報の掲載を行うものです。併せて事業者は、民間企業等の広告主を募集し、広告付案内板及び庁舎内広告スペースに広告を掲載できるものとし、当該広告の掲載に伴う広告掲載料を市に納付するものです。

※ なお、本件の実施に係る条件その他の詳細は、別紙「伊勢市役所本庁舎広告付案内板等設置事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

4 設置場所の使用形態及び使用料等

伊勢市役所本庁舎広告付案内板の設置に際し、市は事業者と協定を締結するとともに、事業者からの申請に基づき、広告付案内板の設置面積について、伊勢市財産条例（平成17年11月1日条例第58号）に基づく行政財産の使用許可を行います。なお、行政財産の使用料については、広告料に含むものとします。

5 設置期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日までとします。
（令和5年8月1日から令和5年8月31日は準備期間とし、8月末までに機器等の設置を行うこと。）

6 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- （1） 広告付案内板の設置事業について、過去2年に官公庁舎への導入の実績があること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 伊勢市暴力団排除条例に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 応募の手続き等

(1) スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領の配付	令和 5 年 5 月 18 日（木） ～令和 5 年 5 月 31 日（水）
質疑書の提出期間	令和 5 年 5 月 18 日（木） ～令和 5 年 6 月 2 日（金）午後 0 時まで
質疑書への回答	令和 5 年 6 月 5 日（月）まで
応募書類の受付	令和 5 年 6 月 16 日（金）午後 5 時まで
選定結果の通知	決定後 10 日以内

協定書締結	令和 5 年 6 月下旬
広告付案内板設置期限	令和 5 年 8 月中（予定）

(2) 応募方法

① 実施要領・仕様書の配付

【配付期間】 令和 5 年 5 月 18 日（木）～31 日（水）

【配付方法】 市ホームページからダウンロード

② 質疑書の提出及び回答

企画提案に関する質疑は、全て質疑書によるものとします。質疑がある場合には次のとおり質疑書を提出してください。

【受付期間】 令和 5 年 5 月 18 日（木）～6 月 2 日（金）午後 0 時まで

【提出方法】 「質疑書」にて E-メールで資産経営課に提出してください。

メールアドレス sisan@city.ise.mie.jp

※ 提出に当たっては、必ず質疑書の着信を電話にて確認すること。

【回答方法】6月5日（月）までに、質疑及び回答を市ホームページに掲載します。

③ 応募書類の受付

【提出期限】令和5年6月16日（金）午後5時まで

【提出先】伊勢市岩渕1丁目7-29 伊勢市役所資産経営課

【提出方法】資産経営課に直接持参してください。

【提出書類】

○企画提案書類 各6部（原本1部、写し5部）

1. 企画提案書（様式第1号）
2. 企画提案資料
 - (1)過去の納入実績、広告の募集等
 - ・ 広告付案内板の設置の実績
 - ・ 広告主の募集方法
 - (2)配置機器等の仕様及び機能
 - ・ 地図情報、広告部分の仕様、企画、構造、材質等
 - * 設置場所ごとに記載のこと
 - (3)デザイン
 - ・ 色合い、デザインについて、配慮した点
 - (4)機器の安全性、保守点検並びに障害発生時の対応
 - ・ 案内板設置における安全面について配慮した点
 - ・ 案内板の保守管理、故障及び緊急時の対応体制

○応募資格確認書類 各1部

1. 申立書（様式第2号）
2. 事業者概要書（様式第3号）
3. 登記事項証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）
4. 印鑑登録証明書（提出日前3月以内に発行されたもの）
5. 納税証明書（提出日前3月以内に発行されたもの）
国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書
6. 決算書（最新のもの）
7. 広告料提案書（様式第4号）
提案金額は、次に掲げる設置期間中における広告料の合計金額を記載してください。

① 広告付案内板（仕様書2参照）

- ② 庁舎内広告スペース（仕様書 3(1)～(3)参照）
- ③ 市が提案するスペース以外での広告（仕様書 3(4)参照）
別途、ご提案のスペース毎の内訳明細を添付してください
（様式は任意で構いません）。

なお、③について、採用されなかったときは、当該広告料を減額するものとする。

また、実際にお支払いいただく広告料は、提案金額から採用されなかった③市が提案するスペース以外での広告料を減額した額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額となります。

※注意事項

1. 提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができます。
また、提出期間終了後の追加資料の提出はできません。
2. 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求められます。
3. 企画提案書等は、事業者選定以外に提案者に無断で使用することはありません。
4. 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は全て応募者の負担とします。
5. 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とします。
6. 企画提案書は、1者につき1案とします。

8 審査項目及び評価方法

(1) 候補者選定について

伊勢市役所本庁舎広告付案内板設置事業候補者の選定に当たっては、提出された企画提案書類の内容のみを審査・採点し、次の(3)の評価方法により最も高い総合評価を得た応募者を設置事業候補者として決定します。

なお、プレゼンテーションによる企画の提案、説明は行いません。

(2) 評価主体

評価は、「伊勢市役所本庁舎広告付案内板設置事業者選定委員会」が行います。選定委員会は、市職員による計5名の委員で構成されており、企画提案について公平かつ適正な評価を行います。

(3) 評価方法及び結果の通知

先に提出された企画提案書類審査の結果を総合的に評価、採点し、最高点を得たものを設置事業候補者とします。

○評価方法

「企画審査基準及び配点一覧」に従い評価・採点する。

次のすべてに該当する応募者のうち、各委員の総合評価点の合計が最も高い点数を得た応募者を設置事業候補者として選定します。

ア ①企画提案点の合計点 300 点以上であること

(選定委員 1 名あたり 100 点満点、合計 500 点満点)

イ アの点数に加え、②提案金額による加点の合計点が 800 点以上であること

※注意事項

1. 最高点を得たものが 2 者以上ある場合は、広告料の提示金額が最も高いものを設置事業候補者とします。さらに、広告料が同金額である場合は、くじ引きとします。
2. 最高点を得たものが「9 留意事項」に該当した場合は、次順位の者を設置事業候補者とします。
3. 評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。
4. 結果通知については、応募者全員に「採点結果」、「応募者数」、「設置事業候補者」を通知します。また、「設置事業候補者」及び「応募者数」を市ホームページにて公表するものとします。

9 留意事項

次のいずれかに該当するときは、設置事業候補者としての決定を取り消します。

- (1) 審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) その他設置事業候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

10 協定書の締結

広告付案内板の設置に当たっては、市と事業者との間で協定書を取り交わすものとします。

設置事業候補者に選定された者は、市と広告付案内板の設置運用に係る協定の締結をするための協議を行います。

11 その他

- (1) 企画提案に要する費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 広告料等の納入については、市の指定する方法により、期日までに納入することとし、広告料は、返還しないこととします。ただし、市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (3) 応募者から提出された書類は特別の場合を除き返却しません。また、提出

された書類は原則公表しませんが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、伊勢市情報公開条例に基づき開示する場合があります。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。

- (4) 応募者が1者の場合でも、審査評価を実施し、選定の可否を決定します。
- (5) やむを得ず申込を辞退する場合には、速やかに辞退届(様式第6号)を市に書面で提出してください。

12 問い合わせ先

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市 資産経営部 資産経営課 担当者 中村

電話：0596-21-5526 FAX：0596-21-5700

電子メール：sisan@city.ise.mie.jp

企画審査基準及び配点一覧

① 企画提案点

審査項目及び配点

	審査項目	配点
1	過去の納入実績、広告の募集等	10点
2	配置機器等の仕様及び機能	40点
3	デザイン	30点
4	機器の安全性、保守点検及び障害発生時対応	20点

評価	得点化方法
非常に優れている	配点×1.00
優れている	配点×0.75
普通	配点×0.50
劣っている	配点×0.25
非常に劣っている	配点×0.00

② 提案金額による加点

応募者について、提案された広告料を1万円（税抜）当たり1点とする。

市が提案するスペース以外での広告について、採用されなかったときは、提案金額による加点の対象とはならない。

③ 評価方法

①により算出した総合評価点（満点500点）で、300点以上を獲得した応募者のうち、①+②=800点以上で総合評価点が最も高い点数を得た応募者を設置事業候補者として選定します。